

令和6年度（2024年度）第1回東海市都市計画審議会 議事録

日 時	令和6年（2024年）10月2日（水） 午前10時30分から正午まで			
場 所	東海市役所501会議室（5階）			
委 員 (敬称略) <input type="checkbox"/> 出席 <input checked="" type="checkbox"/> 欠席	<input type="checkbox"/> 下村 一夫	<input type="checkbox"/> 久野 光洋	<input type="checkbox"/> 谷口 庄一	<input type="checkbox"/> 高谷 周一
	<input type="checkbox"/> 八木 智	<input type="checkbox"/> 江川 祐之	<input type="checkbox"/> 秋葉 みどり	<input type="checkbox"/> 早川 康司
	<input type="checkbox"/> 坂本 拓也	<input type="checkbox"/> 村瀬 進治	<input type="checkbox"/> 山口 林平	<input type="checkbox"/> 松木 志保
事 務 局 出 席 者	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長 稲吉 豊治 ・都市建設部長 若狭 明朗 ・都市計画課長 竹内 千明 ・都市計画課主幹 齊藤 英樹 ・都市計画課統括主任 佐藤 友浩 ・都市計画課主任 村瀬 有紀 ・都市計画課主任 富田 寛志 ・都市計画課技師 早川裕一朗 ・市街地整備課長 山下一 ・市街地整備課技師補 大浦地健斗 			
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民憲章唱和 2 副市長あいさつ 3 委員自己紹介 4 事務局職員紹介 5 会長選出 6 会長あいさつ 7 付議書提出 8 職務代理者の指名 9 議事録署名委員の指名 10 付議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1号議案「知多都市計画用途地域の変更について」（市決定） (2) 第2号議案「知多都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」（市決定） (3) 第3号議案「知多都市計画名和駅西地区計画の変更について」（市決定） (4) 第4号議案「知多都市計画生産緑地地区の変更について」（市決定） 11 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海市特定生産緑地の指定の変更について (2) 震災復興都市計画について 12 その他 			
公開・非公開	公開			

傍聴者数	0名
内 容	<p>1 開会のことば</p> <p>2 市民憲章唱和【次第1】</p> <p>3 資料確認</p> <p>(1) 次第</p> <p>(2) 東海市都市計画審議会条例</p> <p>(3) 東海市都市計画審議会運営規程</p> <p>(4) 資料1 令和6年度(2024年度)第1回東海市都市計画審議会議案</p> <p>(5) 資料2 令和6年度(2024年度)第1回東海市都市計画審議会議案参考図書</p> <p>(6) 資料3 令和6年度(2024年度)第1回東海市都市計画審議会報告事項</p> <p>4 副市長あいさつ【次第2】 稲吉副市長から挨拶があったもの。</p> <p>5 委員自己紹介【次第3】 各委員から自己紹介があったもの。</p> <p>6 事務局職員紹介【次第4】 事務局職員の紹介を行った。</p> <p>7 会長選出【次第5】 会長の選出を行った。 指名推薦により谷口庄一委員が会長に選出されたもの。</p> <p>8 会長あいさつ【次第6】 谷口会長から挨拶があったもの。</p> <p>9 付議書提出【次第7】 都市建設部長より谷口会長へ付議書を提出したもの。</p> <p>10 職務代理者の指名【次第8】 谷口会長が久野委員を職務代理者に指名したもの。</p>

11 議事録署名委員の指名【次第9】

谷口会長より、下村委員を議事録署名委員に指名し、下村委員より了承を得たもの。

12 付議事項【次第10】

第1号議案「知多都市計画用途地域の変更について」、第2号議案「知多都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、第3号議案「知多都市計画名和駅西地区計画の変更について」を事務局より一括に説明を行い、下記の質疑応答を経て、原案のとおり可決されたもの。

【質疑応答】

(村瀬委員)

この地区の標高はどの位か。また、地盤の状況について教えてほしい。

(都市計画課長)

標高はゼロメートル程度であり、マイナス10～20センチのところもある。地盤の状況とはどのようなことか。

(村瀬委員)

粘土層とか堆積層等、分かる範囲で教えてほしい。

(市街地整備課長)

本日資料を持ち合わせていないが、土地区画整理事業の中では、建物を建てる際に強度が不足する場合は、それなりの対策を講じて整備することを検討している。

(村瀬委員)

伊勢湾台風から65年が経過し、本地区周辺には土留木川や天白川があるが、浸水対策についてはどのように考えているか。

(市街地整備課長)

土地区画整理区域内については、約8ヘクタールの中で2万立方メートルの土の搬入を予定している。大街区については大規模な物流施設を整備する予定であり、おそらく民間事業者において浸水対策を講じるものと想定している。

(江川委員)

地元説明会の出席者の年代が分かれば教えてほしい。

(都市計画課統括主任)

説明会の受付の際に出席者の年齢については確認していないが、地権者の方が中心に出席されたということもあり、高齢の方が多かったが、20から30代の方も出席された。

(坂本委員)

地元説明会の際に、どのような声があったのか教えてほしい。

(都市計画課長)

用途地域等については県との調整を踏まえて市が決定すると説明したが、説明するまでは用途地域については県が決定すると誤認し、なかなか変えられないと認識されていた方がいた。

また、今回準防火地域の変更については土地区画整理区域内の大街区のみであるが、大街区以外も準防火地域に指定されるのか、準防火地域に指定されることによる建築への影響等について気になるとの意見をいただいたが、今回は大街区のみ指定すると回答させていただいた。

(村瀬委員)

20年程度前から国と県と市が対等というところがあり、そういう意味で県が内容を確認した上で市が決定するということが良いか。市が何でも決定できるのか。

(都市計画課長)

何でも決定できるということではないが、愛知県のマスタープランがあるので、市の考え方と県の考え方を擦り合わせた上で、必要に応じて変更する形である。

(都市計画課統括主任)

策定経緯の概要に記載のとおり、県との事前協議等の中でご意見をいただきながら市が決定しているので、愛知県全体の中で東海市が独自の色を出せるような決定ができればと思っている。

(下村委員)

資料1の21ページの地区計画の変更において、道路1号の延伸に伴い延長が伸びているが、幅員が9メートルと狭くなっている。物流施設ができるのであれば幅員は広い方が良いと思う。また、幅員9メートルの道路はどの辺りなのか。

(都市計画課統括主任)

資料2の6ページの土地区画整理事業の市街化予想図において、区12-1と区9-1と書かれているところが道路1号に該当する。区12というのが12メートル道路、区9というのが9メートル道路の意味合いで、大街区の南側と西側が幅員9メートルの道路となる。

(都市計画課長)

12メートル道路は歩道が付くことから、車道幅員としては9メートル道路も12メートル道路も変わらない。9メートルの車道幅員があれば大型車は十分通行できる。

(谷口会長)

道路から大街区の敷地に入出入りする位置は決まっているのか。

(都市計画課長)

まだ分からない。

(秋葉委員)

今後工事車両等が地域に入ることになると思うが、地域住民の方や周辺道路を利用されている方にご迷惑をお掛けすることがないか心配している。その辺はどのように考えているか。

(都市計画課長)

道路1号は、都市計画道路高針東海線の交差点から、土地区画整理区域外の部分の拡幅整備を土木課にて行っており、その道路の整備後に、土地区画整理区域内の工事を行っていくことを予定している。土地区画整理区域内への工事車両は道路1号を通ることになるので、周辺道路への影響はあまりないと考えている。

13 付議事項【次第10】

第4号議案「知多都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局より説明を行い、下記の質疑応答を経て、原案のとおり可決されたもの。

【質疑応答】

(村瀬委員)

資料1の31ページの生産緑地地区の理由書において、1番と2番に公害又は災害の防止との記載があるが、これは農作業による薪割り等による公害の意味なのか。

(都市計画課長)

生産緑地地区は市街化区域内の緑地を保全することを目的としており、その中で、緩衝としての機能を持たせる防災的なものもあるので、そのような観点で公害の防止ということになる。

(都市計画課統括主任)

災害の防止については、田んぼ等の農地に供されていれば、水の過水能力ができたり、水害等の災害の防止の観点からも保全していく必要があるという要件になる。

(山口委員)

資料1の33ページの変更状況調書の理由の中において、故障による制限解除との記載があるが、どの程度の身体の状態なのか。またどのように故障と判断しているのか教えてほしい。

(都市計画課長)

死亡でない場合の理由で営農が出来ない時は、医師の診断書を提出していただいております。診断書の中で農作業の継続が困難であることを確認した上で、生産緑地地区の変更の事務手続きを進めている。

	<p>14 報告事項【次第 11】 事務局から「東海市特定生産緑地地区の指定の変更について」の説明を行い、質疑はなかった。</p> <p>15 報告事項【次第 11】 事務局から「震災復興都市計画について」の説明を行い、下記の質疑応答があったもの。</p> <p>【質疑応答】 (谷口会長) 震災復興都市計画の手続きは、地震の時のみ行っていくのか。大規模水害等は対象とならないのか。 (都市計画課統括主任) 大規模地震のみである。 (村瀬委員) 昭和20年1月13日の三河地震では、加木屋一成岩断層が発震したものであったが、その辺りの情報等が何かあったら教えてほしい。 (都市計画課長) 特に情報を持っていない。 (谷口会長) 大規模地震の際に、審議会委員へ連絡が行くように通信手段の確保についてご尽力いただきたい。</p> <p>16 その他【次第 6】 事務局から都市計画告示までの手続きを報告したもの</p>
--	--

令和 年 (年) 月 日

(議事録署名者)

会 長 _____ 印

委 員 _____ 印